

広島市告示第18号

平成31年1月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ホームプラザナフコ五日市店
 - (2) 所在地 広島市佐伯区五日市四丁目1399番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,590平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成27年5月28日
- 6 届出年月日
平成31年1月7日